

# 阿蘇中部3町村合併協議会専門部会設置規程

## (趣旨)

第1条 阿蘇中部3町村合併協議会幹事会設置規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、阿蘇中部3町村合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 専門部会は、阿蘇中部3町村合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、阿蘇中部3町村合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

## (組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員を持って組織する。

## (役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 役員は、一の宮町、阿蘇町、波野村(以下「3町村」という。)の長が協議して定める。

## (役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

## (分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じ分科会を設置することができるものとする。

## (報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月18日から施行する。